

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

| | |
|-----------|--|
| 指定の番号 | 国土交通大臣 第5号 |
| 指定の有効期間 | 2020年8月6日から2025年8月5日まで |
| 機関の名称 | 日本ERI株式会社 |
| 主たる事務所の住所 | 東京都港区赤坂8丁目10番24号 電話番号 03(5775)2401 |
| 代表者氏名 | 庄子 猛宏 |
| 業務区域 | 日本全域 |
| 指定の区分 | 1 床面積の合計が500㎡以内の建築物(当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第146条第1項各号に掲げる建築設備を含む。以下同じ。)の建築確認 2 床面積の合計が500㎡以内の建築物の完了検査 及び 中間検査 2の2 床面積の合計が500㎡以内の建築物の仮使用認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の2又は法88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。) 3 床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物の建築確認 4 床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物の完了検査 及び 中間検査 4の2 床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物の仮使用認定 5 床面積の合計が2,000㎡を超え、1万㎡以内の建築物の建築確認 6 床面積の合計が2,000㎡を超え、1万㎡以内の建築物の完了検査 及び 中間検査 6の2 床面積の合計が2,000㎡を超え、1万㎡以内の建築物の仮使用認定 7 床面積の合計が1万㎡を超える建築物の建築確認 8 床面積の合計が1万㎡を超える建築物の完了検査 及び 中間検査 8の2 床面積の合計が1万㎡を超える建築物の仮使用認定 9 小荷物専用昇降機以外の建築設備(建築物の計画に含まれるものを除く。10において同じ。)の建築確認 10 小荷物専用昇降機以外の建築設備の完了検査 及び 中間検査 11 小荷物専用昇降機(建築物の計画に含まれるものを除く。12において同じ。)の建築確認 12 小荷物専用昇降機の完了検査 及び 中間検査 13 工作物の建築確認 14 工作物の完了検査 及び 中間検査 14の2 工作物の仮使用認定 |
| 取り扱う建築物等 | 建築基準法(以下「法」という。)第6条第1項各号に掲げる建築物、法第88条第1項及び第2項の工作物 並びに 法第87条の2の建築設備 |
| 実施する業務の態様 | 建築確認、完了検査、中間検査 及び 仮使用認定 |